

○旧妹尾銀行林田支店条例

平成 29 年 9 月 20 日

津山市条例第 29 号

(目的及び設置)

第 1 条 歴史的建造物である旧妹尾銀行林田支店を保存し、広く一般に公開するとともに、芸術文化の創造、育成及び発信の場として提供することにより、芸術文化の振興及び地域交流の促進を図り、もって地域の活性化に資するため、旧妹尾銀行林田支店（以下「旧銀行」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 旧銀行は、津山市川崎 823 番地に置く。

(業務)

第 3 条 旧銀行は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 芸術文化の振興及び情報発信に関すること。
- (2) 芸術文化活動の支援及び地域交流の促進に関すること。
- (3) 旧銀行の施設及び設備の提供に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために津山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める業務に関すること。

(旧銀行の管理)

第 4 条 旧銀行の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年津山市条例第 100 号。第 6 条において「指定手続等条例」という。）に基づき、教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 旧銀行の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) 旧銀行の維持管理に関する業務
- (3) 旧銀行の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 旧銀行の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 旧銀行の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、旧銀行の運営に関する事務のうち、市長又は教育委員会のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第 6 条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第 10 条まで、第 12 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条及び第 20 条に規定する市長又は教育委員会の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第 7 条第 1 項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第 7 条 旧銀行の開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 8 条 旧銀行の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。
- (2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日、休日又は前号に規定する休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日、休日又は前号に規定する休館日でない日とする。
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(利用の許可)

第 9 条 旧銀行を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、旧銀行の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をしない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 旧銀行の施設又は設備若しくは器具（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、旧銀行の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第 10 条 前条第 1 項の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第 1 の規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。この場合において、算定した金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 前項の利用料金は、利用許可と同時に納付しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入等)

第 11 条 教育委員会は、旧銀行の管理を第 4 条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に旧銀行の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第 1 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

- 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額のある案を作成し、教育委員会に承認を申請するものとする。

- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、旧銀行において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第 12 条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

(利用料金の不還付)

第 13 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等の設置)

第 14 条 利用者は、旧銀行の利用に際して特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、旧銀行の管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備を義務付けることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 15 条 利用者は、旧銀行を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第 16 条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(3) 第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当することとなったとき。

- 2 前項に規定する処分によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

第 17 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、旧銀行の管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第 18 条 利用者その他の施設を利用する者（第 21 条において「利用者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なくして行う募金その他これに類する行為
- (2) 許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

(利用者の管理責任)

第 19 条 利用者は、旧銀行の利用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第 20 条 利用者は、旧銀行の利用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第 16 条第 1 項の規定により利用許可を取り消されたときも、同様とする。

2 市長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第 21 条 利用者等は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、教育委員会の指示に基づき、これを原状に復し、又は教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 教育委員会は、この条例の施行前においても、この条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

別表第 1（第 10 条・第 11 条関係）

施設名	区分	利用料金		
		1 時間につき	1 日につき	
			利用 6 日目まで	利用 7 日目以降
スペース 1	平日	900 円	6,400 円	5,700 円
	その他の日	1,000 円	7,200 円	6,400 円
スペース 2	平日	670 円	4,800 円	4,200 円
	その他の日	750 円	5,400 円	4,800 円
スペース 3	平日	810 円	5,800 円	5,100 円
	その他の日	900 円	6,400 円	5,700 円
スペース 4	平日	1,080 円	7,700 円	6,900 円
	その他の日	1,200 円	8,600 円	7,600 円
スペース 5	平日	540 円	3,800 円	3,400 円
	その他の日	600 円	4,300 円	3,800 円
ガーデンスペース	平日	400 円	2,800 円	2,500 円
	その他の日	450 円	3,200 円	2,800 円

備考

- 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
- 「1 日」とは、午前 10 時から午後 6 時までの連続した時間をいう。
- 「利用 6 日目まで」とは利用を開始した日から休館日を除いて連続した 6 日間の期間内にある日（以下「第 1 区分利用日」という。）をいい、「利用 7 日目以降」とは利用を開始した日から休館日を除いて連続して 7 日以上利用する場合の第 1 区分利用日及び休館日以外の日をいう。
- 利用者が各施設を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に掲げる額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - 午前 10 時から午後 6 時までの時間以外の時間に、教育委員会の許可を受けて利用するとき（準備又は後片付けのために利用する場合を除く。） 100 分の 120
 - 入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）として、入場者

1 人につきその最高額が 8 0 0 円以上の入場料等を徴収するとき（次号に該当する場合を除く。） 1 0 0 分の 1 5 0

(3) 営利を目的として利用するとき 1 0 0 分の 1 5 0

5 利用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは，その端数は， 1 時間とする。